

# 参考付録



我が国における食料供給と  
輸入麦の政府売渡価格について

平成20年3月

農林水産省

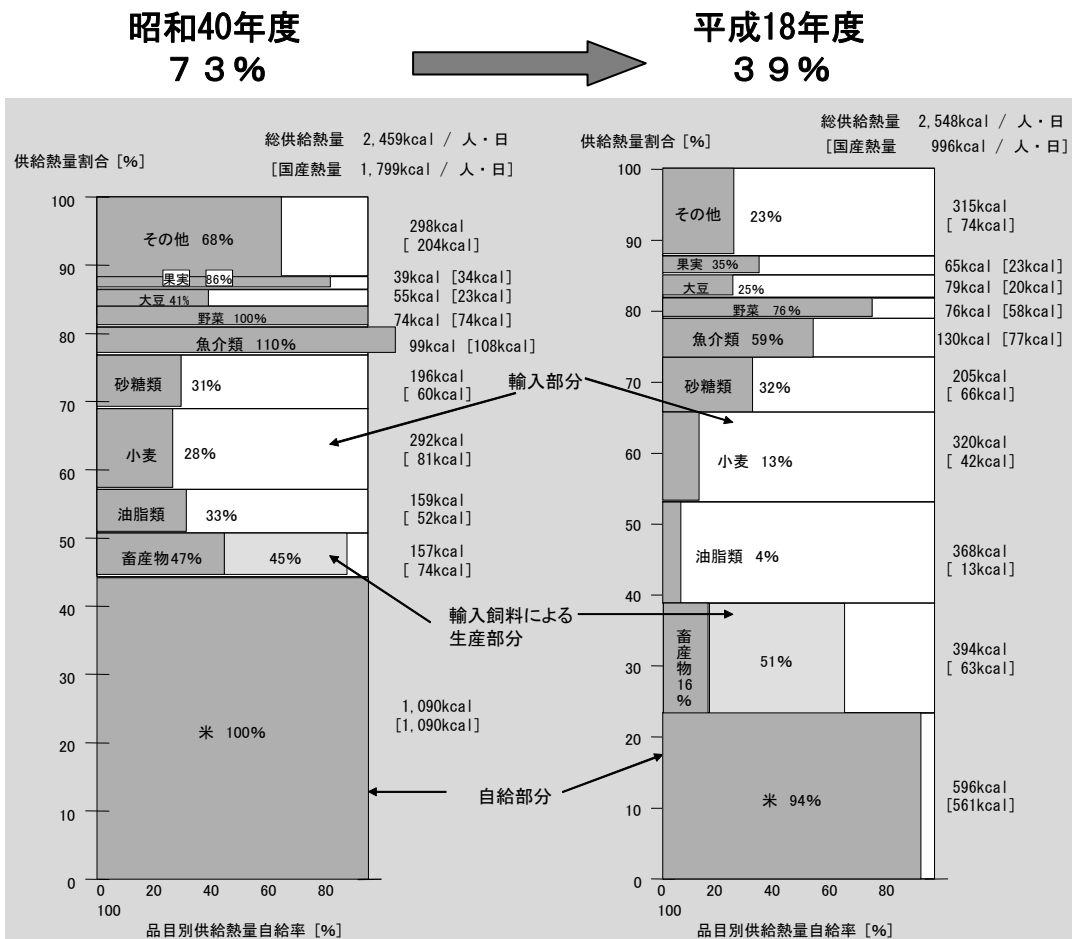
I	我が国における食料供給について	
1	我が国の食料自給率は主要先進国の中で最低水準	1
2	世界の穀物需給・価格動向の変化とその構造的要因	2
3	食料の国際需給の動向と我が国の食品価格への影響	7
4	我が国と諸外国の物価動向の比較	8
II	輸入麦の政府売渡価格について	
1	輸入麦の売渡制度	10
2	19年4月以降の政府売渡価格の動向	11
3	最近の輸入麦の買付コスト価格の動向	12
4	20年4月期の政府売渡価格	13

# I 我が国における食料供給について

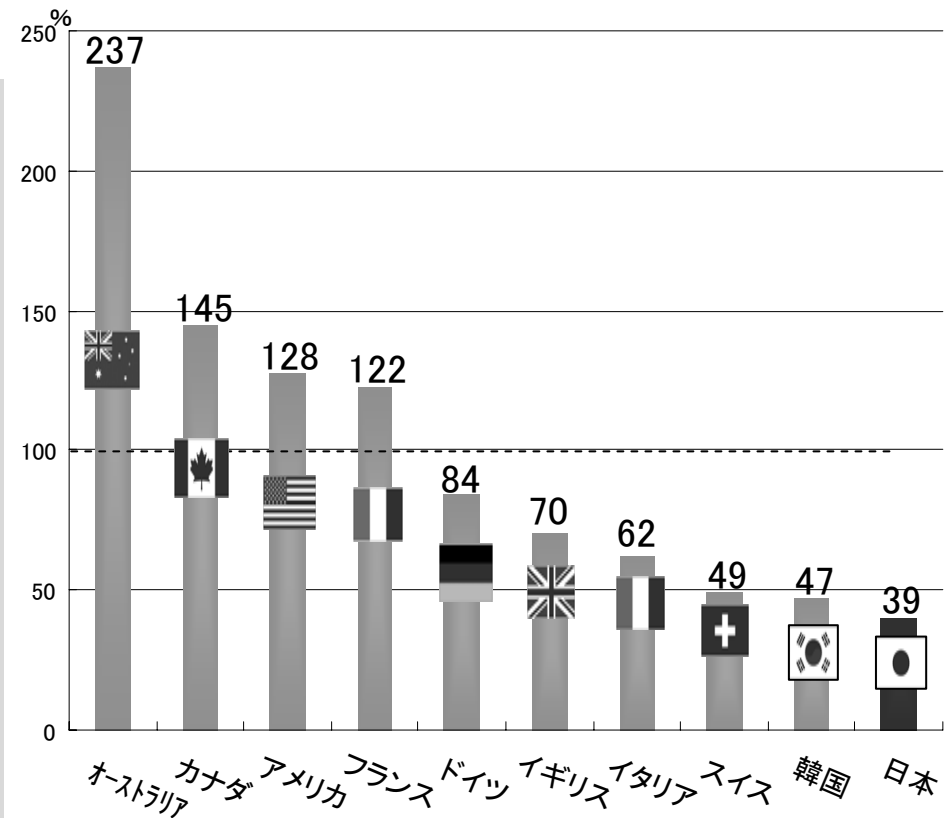
## 1 我が国の食料自給率は主要先進国の中で最低水準

- 我が国の自給率は、食生活の変化により、戦後大きく低下し、現在は39%(カロリーベース)と、主要先進国の中で最低水準となっている。
- 食料供給の相当割合を輸入に依存する以上、国際的な穀物需給、価格動向に関心を持つ必要がある。

○食料自給率（品目別・カロリーベース）と供給熱量構成の変化



○主要先進国の食料自給率



注: 日本以外のその他の国についてはFAO “Food Balance Sheets”等をもとに農林水産省で試算。ただし、韓国については韓国農村経済研究院 “Korean Food Balance Sheet”による。  
数値は2003年(日本は2006年度、韓国は2002年)のもの。

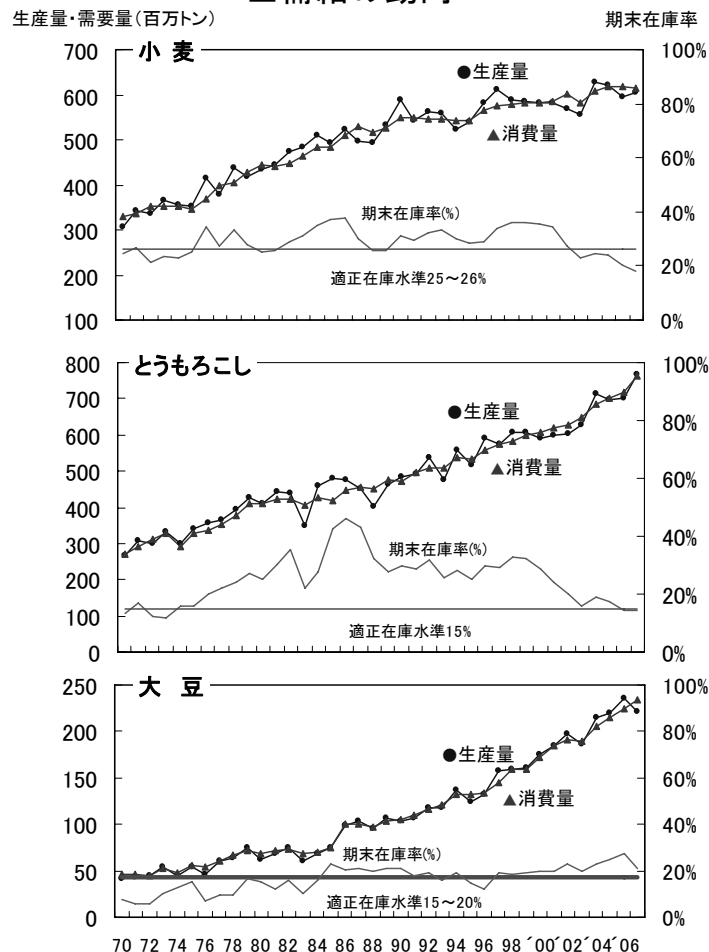
資料: 農林水産省「食料需給表」

※ 黒い箇所が国内自給分

## 2 世界の穀物需給・価格動向の変化とその構造的要因

- 小麦、とうもろこし、大豆の国際価格は、在庫率の低下や穀物全体の需要増等の影響により、2006年秋頃から上昇基調で推移している。現在も高水準にあり、当面、この水準が続くものと見込まれている。
- その背景には、① 中国やインド等の人口超大国の経済発展による食料需要の増大、② 世界的なバイオ燃料の原料としての穀物等の需要増大、③ 地球規模の気候変動の影響 といった中長期的に継続する構造的な要因があるものと考えられる。このため、世界は穀物の争奪戦のような状態となっている。
- また、穀物市場への投機資金の流入が、最近の価格急騰の一因になっているとの見方もある。

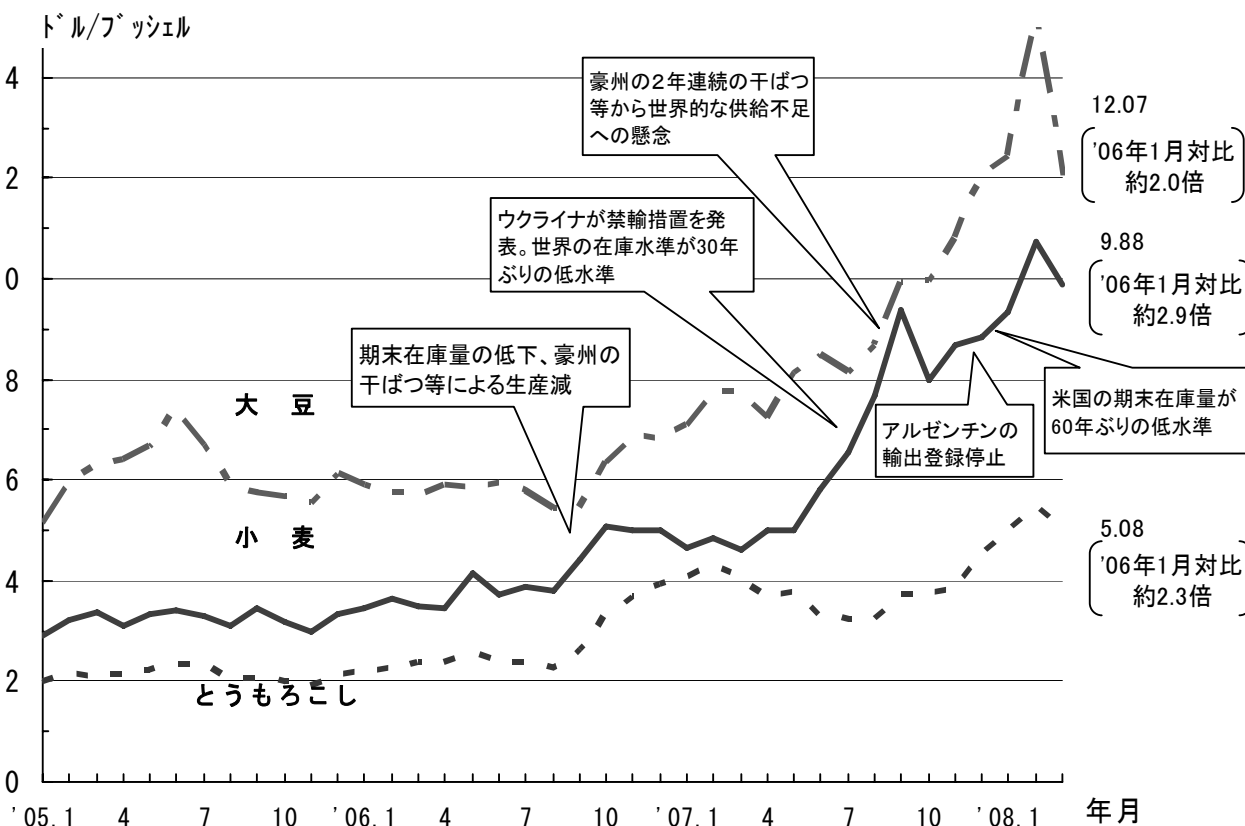
□需給の動向



資料:米国農務省調べ

適正在庫水準はFAOによる。(大豆の数値は日本の貿易関係者の目安。)

□シカゴ相場の推移



資料:シカゴ商品取引所

注:価格は、各月最終週末の期近価格('08年3月は、3月20日の価格)

## 輸出国においても自国内の供給を優先

- 世界的に穀物需給がタイトになり、価格が上昇する中で、輸出国では、自国内の供給の確保と価格の安定を優先し、輸出制限等の動きもみられる。
- このため、輸入国では、必要な輸入量を確保することが最重要課題となっている。

### ○農産物の輸出規制の現状

#### 【セルビア】

・国際価格の高騰に伴う過剰な輸出を回避し、小麦需給を管理するため、政府は小麦・小麦粉、とうもろこし、大豆等の輸出を規制(2007年8月～2008年3月予定)。

#### 【ロシア】

・国内の穀物需給の緩和のため、政府は大麦、小麦に、それぞれ30%、10%の輸出税を課し、輸出を規制(2007年11月～2008年4月)。  
・露農相は12月28日、小麦輸出関税を40%又は105ユーロ/トンに引き上げることに署名(1/28～4/30まで適用)。  
・露首相は2月18日、関税逃れを防止するため、隣国カザフスタン、ペラルーシ等向けの小麦輸出を暫定的に禁輸とすることに署名(4/30まで適用)。

#### 【ウクライナ】

・南部の不作により、国内供給を確保するため、政府は小麦、とうもろこし、大麦、ライ麦に輸出枠を設定し、輸出を規制(2007年11月～2008年3月)。  
・12月15日、ウクライナ農相は国際相場高騰のメリットを享受するため、穀物の輸出解禁を提案。しかし、政府内で承認に至らず。政府は、1月22日、4月1日～7月1日の穀物輸出割当を250万トン(うち小麦100万トン)とすることを示唆(1月～3月の輸出割当は120万トン(うち小麦20万トン))。

#### 【カザフスタン】

・国内の穀物需給の緩和のため、政府は小麦の国内輸出業者が小麦輸出量の20%を国内市場に販売することを義務づけることを発表(2007年10月)。

#### 【中国】

・国内の穀物需給の緩和のため、政府は食料輸出の制限や市場管理の徹底を含む物価抑制策を公表(2007年12月7日)。  
・小麦、大豆、とうもろこし等57品目への輸出税の賦課、食料品約100品目を含む471品目について輸出数量割当を実施(2008年1月～)。

#### 【インド】

・急速な経済発展に伴うインフレを抑制するため、政府は米、小麦等の輸出を禁止(2007年10月～)。  
・1月2日、小麦の輸入関税(36%)を廃止。

#### 【アルゼンチン】

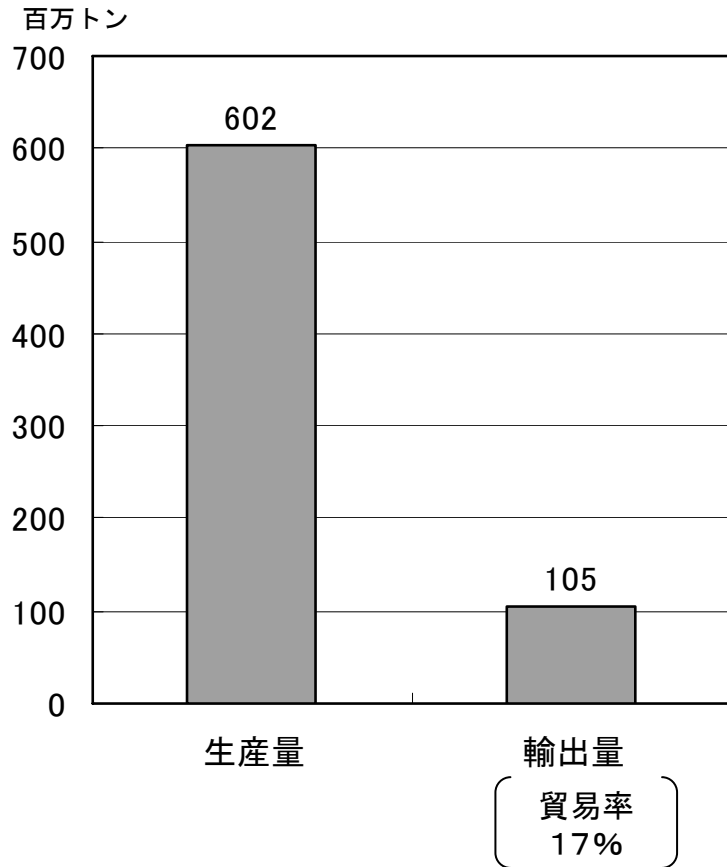
・国際価格の高騰に伴う過剰な輸出を回避するため、政府はとうもろこし(2006年11月以降～)、小麦・小麦粉(2007年3月～)の輸出承認の登録手続を停止。小麦については、11月13日、輸出税率の引上げ(20%→28%)を実施し、その後、輸出登録の再開・停止を繰り返してきており、2月15日には、再び輸出登録を3/17まで停止(その後、4/8まで延期)すると発表。  
・牛肉については、2005年の輸出量の50%までの輸出枠の設定(2006年以降断続的)等により輸出を規制。

資料：国際穀物理事会（IGC）、国連食糧農業機関（FAO）、在外公館報告等から、農林水産省作成

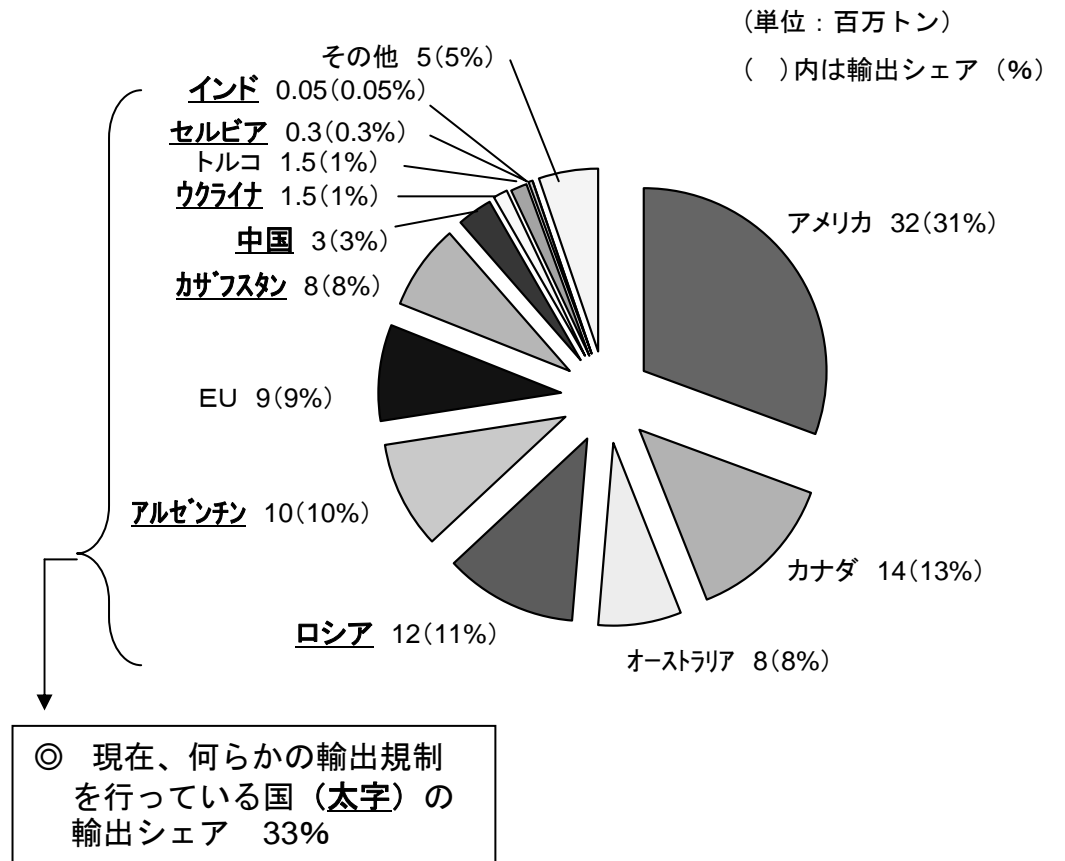
# 世界の小麦貿易の状況

- 小麦の貿易量(輸出量)は、世界の生産量全体の2割以下となっている。
- 輸出量については、上位10カ国が、全体の9割以上のシェアを占めている。また、現在、なんらかの輸出規制を行っている輸出国のシェアは合計すると3割以上になっている。

○世界の小麦の生産量と輸出量  
(2007/2008年見込)



○小麦の国別輸出量  
(2007/2008年見込)





(参考)

### ○主要輸入国の輸入先国

輸入国	5年間の平均輸入量 (単位:百万トン)	主要輸入先国				
E U	11.4	カナダ (25%)	米国 (13%)	ロシア (8%)	ウクライナ	カザフスタン
エジプト	10.9	米国 (34%)	ロシア (35%)	ウクライナ (7%)	カナダ	EU
アルジェリア	6.7	EU (85%)	カナダ (12%)	米国 (2%)	ロシア	その他
インドネシア	5.8	豪州 (65%)	カナダ (23%)	米国 (5%)	ロシア	中国
インド	1.8	ロシア (52%)	豪州 (22%)	カナダ (4%)	EU	カザフスタン

注: 1. 国別シェアの出典は、Global Trade Atlas。一部の国は、民間推計を用いた。

2. 網掛けは、現在、輸出規制を実施している国。

## 麦の安定供給のための対策

- 麦については、政府が一元的に輸入を行っており、輸出国との信頼関係等から、現在のタイトな需給状況においても、安定的な輸入が行われているが、引き続き、必要量を確保するため、政府は、輸出国と年間取引数量についての協議等を行っているところである。
- また、主に中華麺用等(準強力粉)に使われているオーストラリア産の強力小麦(プライム・ハード(PH))については、2年連続の大干ばつにより従来の輸入量を確保できない状況となっているが、代わりに、アメリカ産の強力小麦((ダーク)ノーザン・スプリング(DNS))等を確保し、安定供給を図っている。

### ○政府による輸入麦の必要量確保のための対策

1. 我が国の小麦輸入は、国家貿易により政府が一元的に輸入を行っており、
  - ・支払いについての信用不安がゼロ
  - ・契約キャンセルを行わない
  - ・年間を通じ平均的に買付けを行う等から、輸出国・輸出業者から大きな信頼を得ており、また、
  - ・オーストラリア、カナダにおいては、一元的な国家貿易が行われており、国対国の関係でトータルの交渉が容易であることから、安定的な輸入が確保されている。
2. また、現在のタイトな需給状況においても、引き続き必要な輸入量が確保できるよう、輸出国の輸出機関・輸出業者に対し、今後の買付見込数量を提示・協議し、調達の日途をつけるよう努力しているところ。  
特に需給がタイトな銘柄については、2008年産の新穀が出回るまでの必要量を早期に確保するように対応。

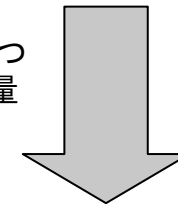
### ○輸入麦の銘柄間の代替

#### オーストラリア産プライム・ハード(PH)

・準強力粉(主に中華麺、餃子の皮用)の原料に使用。

2006年度輸入量 28万トン

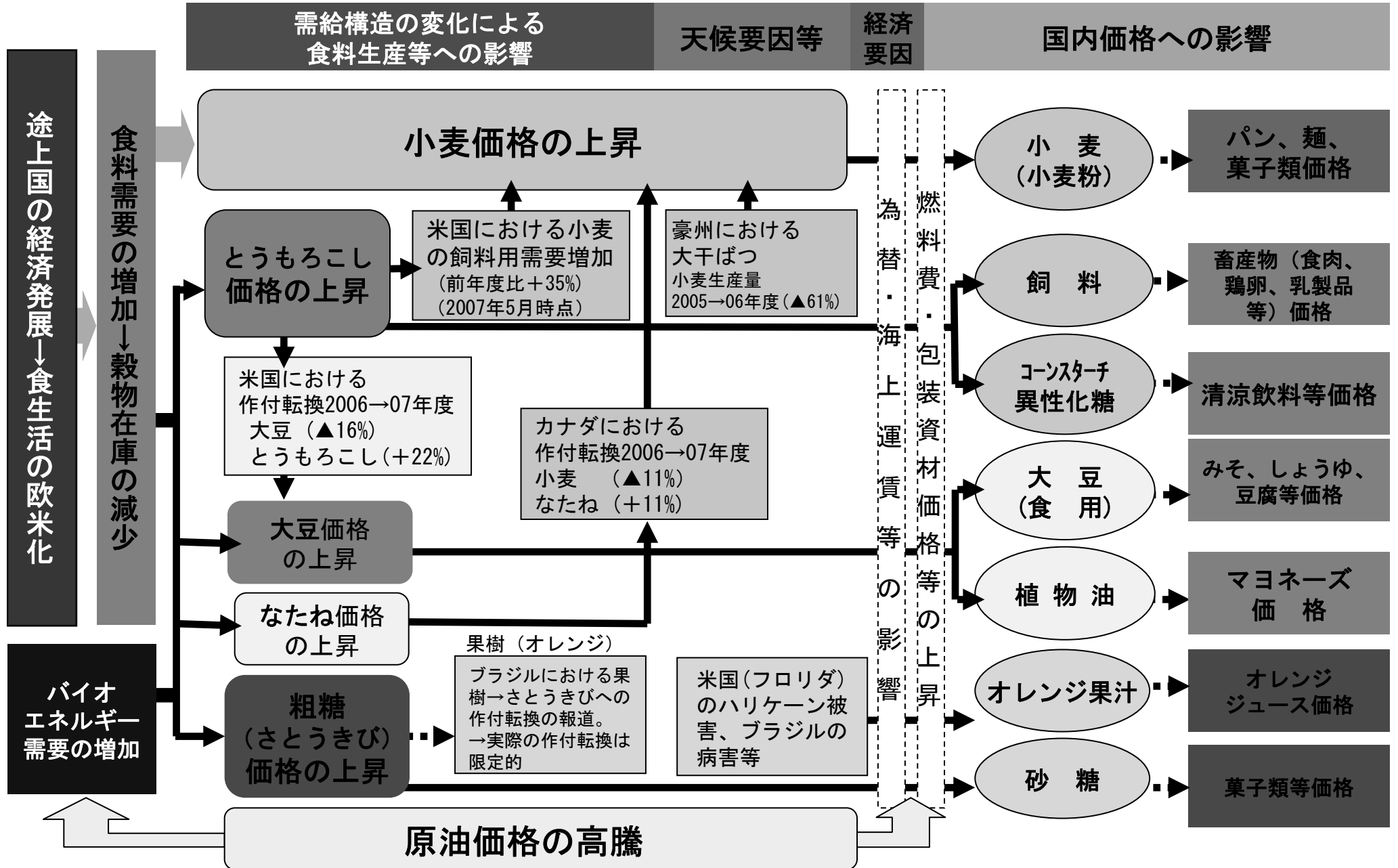
・二年連続の大干ばつにより、PHの生産量が大幅に減少



PH '07/'08年産輸入見通し 1万トン程度

・生産量が減少したPHに代えて、アメリカ産(ダーク)ノーザン・スプリング(DNS)等、他の銘柄を確保し、安定供給を図っている。

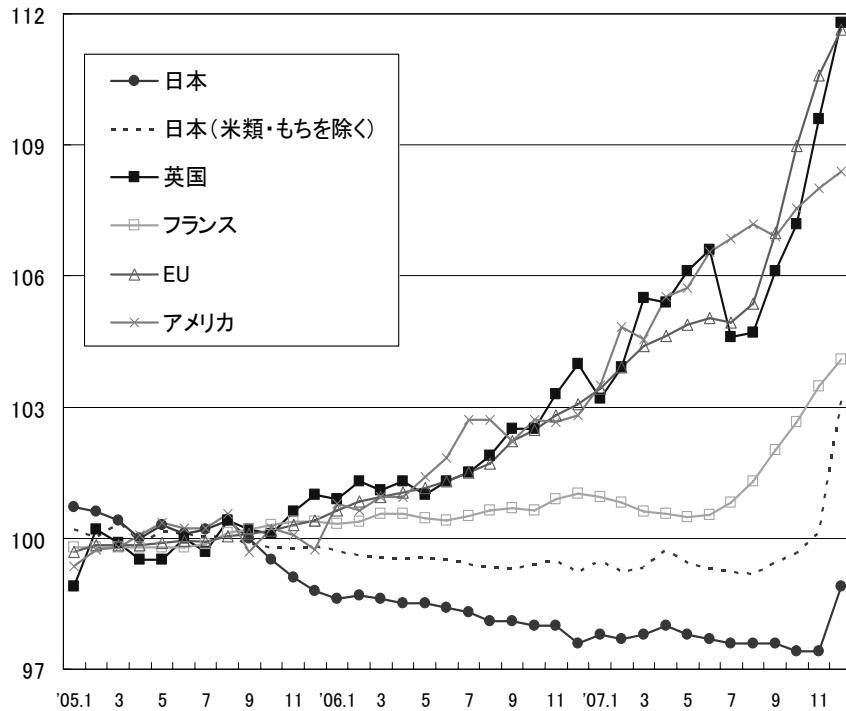
### 3 食料の国際需給の動向と我が国の食品価格への影響



## 4 我が国と諸外国の物価動向の比較

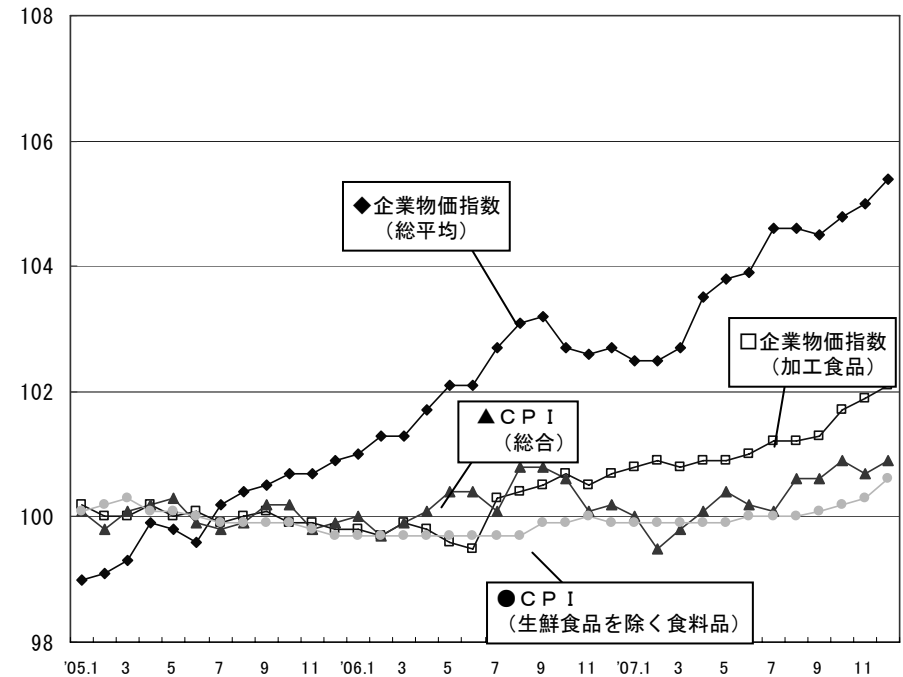
- 穀物製品の消費者物価指数の動向をみると、諸外国では、近年、上昇を続けている。一方、我が国では横ばいなし低下で推移してきたが、昨年12月については上昇している。
- 我が国においては、企業間での取引価格の動向を表す企業物価指数が上昇してきているのに対し、消費者物価指数は、これまで概ね横ばいで推移してきており、昨年秋頃から上昇がみられ始めたところである。

○諸外国における穀物製品の消費者物価指数(CPI)の推移  
(2005年=100)



資料:総務省、EU「EUROSTAT」、米国労働省「LABSTAT」

○我が国における企業物価指数と消費者物価指数(CPI)の推移  
(2005年=100)



資料:日本銀行調査統計局、総務省統計局

- 食料品の内外価格差をみると、我が国の価格を100とした場合に、以前は、諸外国の価格は70～90程度であったが、年々、その差は縮まり、ここ数年は100を上回り、我が国よりも価格水準が高くなっている状況もみられる。
- また、最近のハンバーガーの価格をみると、諸外国の価格の方が相当割高になっている。

### ○食料品の内外価格差の推移

(東京=100)

	ニューヨーク	ロンドン	パリ	ジュネーブ	シンガポール	ソウル
1991	71	74	70	—	—	—
1992	72	69	75	—	—	—
1993	71	66	66	—	—	—
1994	70	65	78	—	—	—
1995	75	70	83	—	—	—
1996	80	79	86	102	—	—
1997	87	92	85	103	—	—
1998	73	78	77	95	—	—
1999	70	70	65	86	—	—
2000	78	66	59	84	—	—
2001	95	75	74	105	—	—
2002	89	77	79	108	66	—
2003	92	84	89	122	57	—
2004	87	78	93	129	58	—
2005	109	83	105	123	70	—
2006	120	98	117	128	89	114

資料：農林水産省調べ

注：1991年以降継続的に調査を行っているのは、ニューヨーク、ロンドン、パリの3都市のみである。

### ○諸外国におけるハンバーガー価格の比較

(単位：US\$)

国名	価格
E U	4.17
英国	4.01
カナダ	3.68
米国	3.41
オーストラリア	2.95
日本	2.29 (280円)

資料：「economist」(米国)(2007年7月時点)

注：価格は、各国の現地価格(現地通貨)をUS\$換算したもの。  
EUについては、EU域内の平均価格。

## Ⅱ 輸入麦の売渡価格について

### 1 輸入麦の売渡制度

○ 平成18年の食糧法の改正により、19年4月以降、標準売渡価格制度は廃止され、過去の一定期間における買入価格の平均値に年間固定のマークアップ(政府管理経費及び品目横断的経営安定対策の経費に充当)を上乗せした価格で売り渡す「相場連動制」に移行したところである。

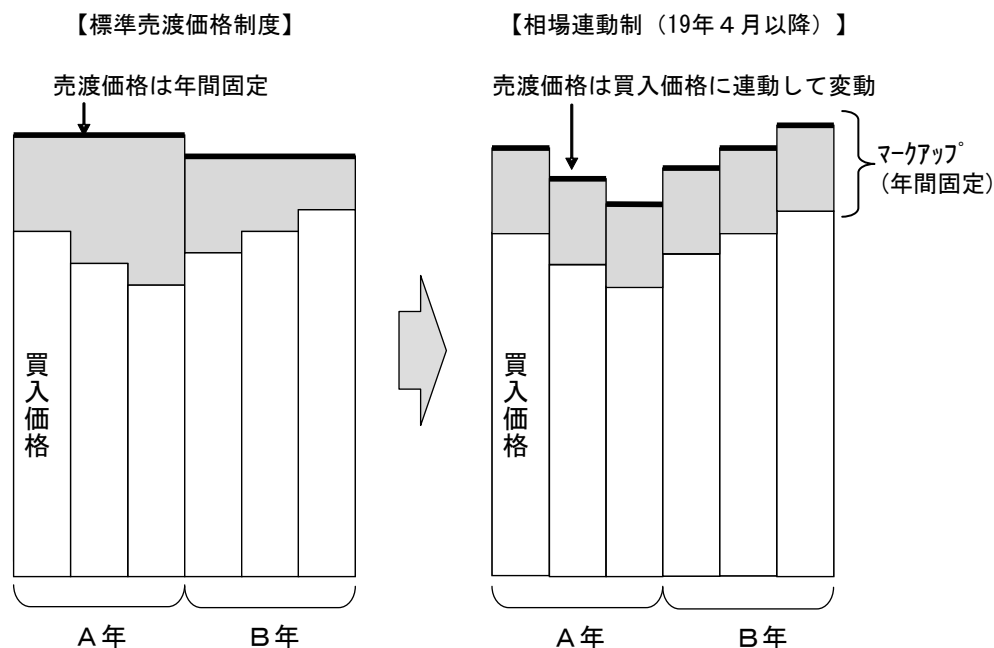
これによって、国際穀物相場や為替の動向に連動して売渡価格が変動することとなった。

○ 価格改定ルール

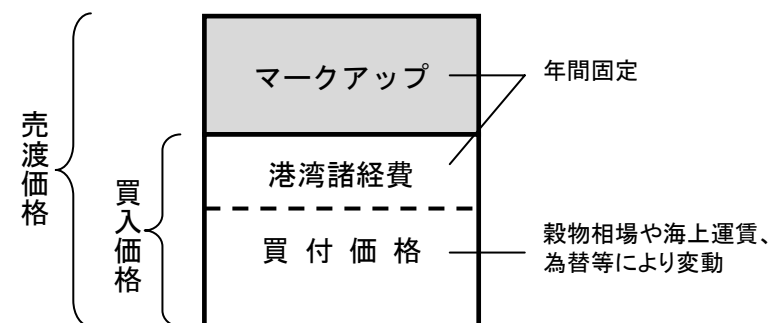
項目	内容
年間価格改定回数	当面、年2回(4月、10月) (原則は年3回(4月、8月、12月))
買付価格算定時期	価格改定月の3ヶ月前から遡って8ヶ月

注：この方式により、価格変動を緩やかなものになっている。

○ 売渡制度変更のイメージ



○ 相場連動制の価格構成



## 2 19年4月以降の政府売渡価格の動向

- 輸入小麦の政府売渡価格は、国際相場の高騰を反映して、19年4月期は前年度比平均1.3%の引上げ、10月期は前期比+10%の引上げとなった。

### ○小麦の政府売渡価格

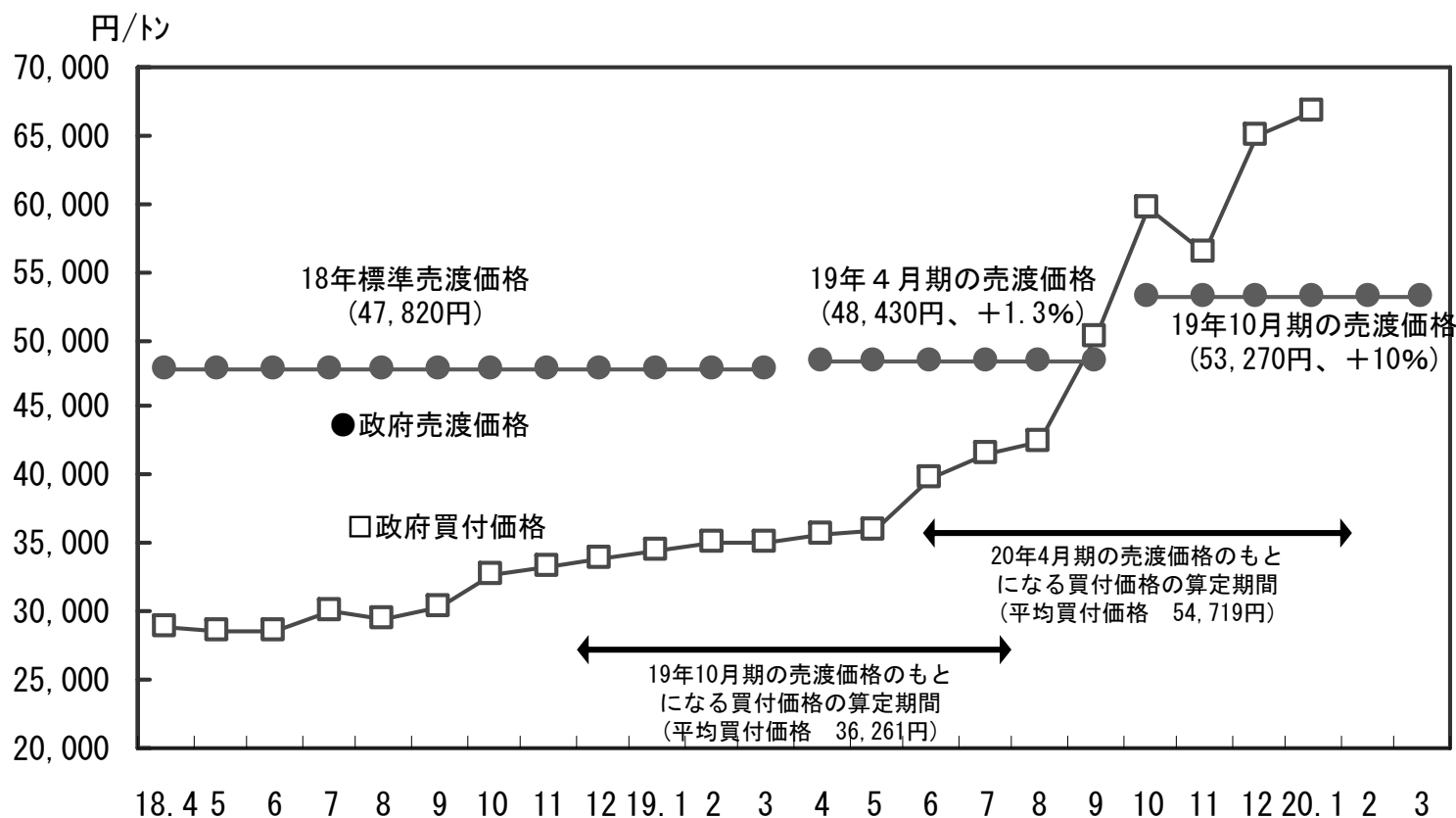
(単位:円/トン(税込み))

銘柄(主な用途)	19年3月までの 標準売渡価格	19年4~9月 の売渡価格	19年10月から の売渡価格
アメリカ産(ダーク)ノーザン・スプリング (主にパン・中華麺用)	49,270	49,270	54,190
カナダ産ウエスタン・レッド・スプリング (主にパン用)	51,140	51,140	56,250
アメリカ産ハード・レッド・ウインター (主にパン・中華麺用)	45,920	47,440	52,170
オーストラリア産スタンダード・ホワイト (主に日本めん用)	46,350	48,660	53,530
アメリカ産ウエスタン・ホワイト (主に菓子用)	44,970	42,730	46,990
5銘柄加重平均価格 (平均改定率、%)	47,820	48,430 (+1.3%)	53,270 (+10.0%)

### 3 最近の輸入麦の政府買付価格の動向

- 19年10月期の価格改定後も、自国への供給を優先し輸出規制を実施する国が出始めたこと等により国際相場の高騰が続いており、政府買付価格は大幅に上昇している。
- このため、現在の買付価格は、10月期の政府売渡価格をも大幅に上回っている。

○輸入麦の政府買付価格と政府売渡価格の推移（主要5銘柄平均）





## 4 20年4月期の政府売渡価格

- 価格改定ルールを踏まえて、直近8ヶ月(19年6月～20年1月)の平均買付価格をもとに試算した上で、20年4月期の政府売渡価格は、現行価格比+30%としたところである。

### ○ 20年4月期の政府売渡価格

(単位:円/トン(税込み))

銘柄(主な用途)	19年10月期の 売渡価格	20年4月期の 売渡価格	(参考) 直近8ヶ月(19年6月 ～20年1月)の買付 価格をもとに試算し た場合の改定率
アメリカ産(ダーク)ノーザン・スプリング (主にパン・中華麺用)	54,190	70,450 (+30%)	(+39%)
カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング (主にパン用)	56,250	73,130 (+30%)	(+35%)
アメリカ産ハード・レッド・ウインター (主にパン・中華麺用)	52,170	67,830 (+30%)	(+34%)
オーストラリア産スタンダード・ホワイト (主に日本めん用)	53,530	69,590 (+30%)	(+35%)
アメリカ産ウェスタン・ホワイト (主に菓子用)	46,990	61,090 (+30%)	(+60%)
5銘柄加重平均価格	53,270	69,120 (+30%)	(+38%)

※なお、直近(20年1月)の買付価格をもとに試算した場合は、現行価格に比べ約6割の引上げとなる。

注:( )内は19年10月期の売渡価格に対する比率である。



# 今後の麦政策のあり方

(食料・農業・農村政策審議会報告)

平成17年11月

## 第1 新たな麦政策の構築に当たっての基本的考え方

麦は、国民の主要食糧として、日常生活において、パン・めん・菓子・味噌・押麦など多様な用途で使用され、国民が摂取するカロリー全体の約12%を供給するなど、食生活において大きな役割を果たしている。また、水田作地帯における転作作物、北関東・北九州等の水田営農における裏作作物、北海道の大規模畑作経営における輪作作物として、現状において、我が国の土地利用型農業の重要な作物として位置付けられている。

このように、麦は消費面・生産面で重要な位置付けにあり、「食糧管理法」から引き続き、現行の「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）においても主要食糧として位置付け、その時々の方政策的要請に応じ、各般の施策を講じることにより、麦の安定供給を図ってきたところであり、今後とも、国内産麦について需要に応じた良品質麦生産（生産性の向上を含む）を推進することにより、外国産麦の安定的な輸入と相まって、麦の安定供給を確保していく必要がある。

このような中で、現在、麦については、平成10年に策定された「新たな麦政策大綱」（麦大綱）に即した施策が実施されているところであるが、この麦大綱に基づく施策が実行に移されてから7年が経過した中で、

- ・ 国内産麦の生産状況をみると、ほぼ全量が民間流通へ移行する一方、特に小麦は生産量が増加し、量的には15年産以降では既に食料・農業・農村基本計画（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。）における27年度の生産努力目標に到達しているものの、品質・生産性の向上が遅れていること
- ・ 麦加工産業についてみると、内外価格差が存在する中で、安価な小麦粉調製品等の輸入が増加しており、原料調達面も含めたコストダウン等を通じた一層の国際競争力の強化や企業体質の強化に向けた取組が必要となっていること
- ・ 制度全体の運用面をみると、麦会計は大幅な赤字が継続していること

等の問題点が顕在化してきている。

また、食料・農業・農村をめぐる状況をみると、農業の構造改革の立ち遅れなど危機的な状況が深化してきており、今後とも食料・農業・農村が我が国経済社会においてその役割を十全に果たしていくためには、思い切った農政改革に早急に着手し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を占める望ましい農業構造を確立することが必要となっている。

このため、本年3月に新たに策定した基本計画では、我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、現在品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換することとされた。特に、複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作については、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目し、市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差を是正するための対策となる直接支払を導入するとともに、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策について必要性を検証することとされた。

麦についても、このような諸外国との生産条件格差の是正対策の対象とするとともに、収入の変動による影響の緩和対策の対象とすることとされた。

さらに、昨年7月末のWTO農業交渉において、市場アクセス・国内支持等について国際規律を強化する枠組みが合意され、この枠組みを前提に、より具体的なルールの方策定に向けた交渉が、本年12月の香港における閣僚会議でのモダリティの合意に向けて大きく展開されているところである。また、東アジア諸国等と経済連携の強化に向けた交渉が行われており、その中で関税の撤廃等が議論されている。このような交渉の場においては、多様な農業の共存という考え方に基づいた我が国の主張を最大限反映させる取組を継続することが重要であるが、同時に、このような国際規律の強化や中長期的な貿易自由化（内外価格差の縮小等）の流れにも対応しうるような政策体系の構築が麦についても強く求められている。

以上のような状況を踏まえ、現行の麦の施策・制度全般について見直しを行い、担い手の育成・確保を通じた需要に応じた良品質麦生産、コストダウン等を通じた麦加工産業の国際競争力の強化を図るとともに、麦会計の健全化等を目指すことが必要となっている。

## 第2 国内産麦対策の見直し

### 1 品目横断的経営安定対策の導入に伴う既存施策の整理

(1) 麦を含む複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作に係る品目については、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目した品目横断的経営安定対策を、別紙のとおり導入することとされた。

(2) この対策を麦についてみると、小麦は品質・生産性の向上が、大麦・はだか麦は品質・生産性の向上に加えて生産の安定化がそれぞれ課題となっている中で、単に面積に基づく支払だけでなく、各年の生産量・品質に基づく支払も実施することとされており、各課題の解決に資するものとなっている。

また、麦の生産状況をみると、経営規模の小さい都府県の水田作地帯を中心として、個々に農業経営を行う農業者・法人のほか、集落営農・麦作集団が多数存在しているが、これらが果たしている役割を踏まえ、これらのうち、別紙の要件を満たすものについては対策の対象に位置付けられたところである。

(3) (1)のような品目横断的経営安定対策の導入は、以下のとおり、現行の麦作経営安定資金等既存制度・施策からの転換となるが、その転換に際しては、現行の国内産麦について需要に応じた良品質麦生産を推進することにより、外国産麦の安定的な輸入と相まって、麦の安定供給を確保するという施策の基本的な方向性に即したものとする必要がある。

① 麦作経営安定資金は、麦大綱において、それまでの国による無制限買入れから民間流通に移行するに際して生産者の経営安定等を図るための措置として、麦作の担い手となるべき生産性の高い経営体の経営安定に資する観点から国内産麦の生産コストに着目し設けられたものであるが、今回導入される品目横断的経営安定対策と機能が重複するため、これを廃止し、同対策へ移行することが必要である。

② また、無制限買入れについても、麦作経営安定資金を含めて農政全体の方向が品目別対策から品目横断的経営安定対策へ転換することにより、政府買入価格の持つ麦の再生産確保機能が新たな対策に代替される中、これを存置した場合、制度全体の整合性を保てなくなること、麦大綱においても、「民間流通の定着に伴い、政府買入れの必要性は漸次薄れていき、最終的には不要となると考えられるが、民間流通が定着するまでの間は政府買入れの途は残す」と整理されたが、民間流通については17年産において既に100%定着した中でこの経過措置としての役割も終了したと考えられること等から、引き続き適正かつ円滑な民間流通を確保しつつ、廃止の方向で整理することが必要である。なお、これに伴い、国内産麦の売渡しもなくなる。

(4) 麦大綱は、従来の無制限買入れの結果として、実需者のニーズが生産者に的確に伝達されず、需要と生産のミスマッチが大幅に発生していたため、需要に応じた良品質麦の生産を推進する観点から、無制限買入れから民間流通に移行し、生産者と実需者が品質評価を反映した直接取引を行う仕組みを導入することをその基本的な目的とした。このような民間流通に基づき実需者ニーズに応じた良品質麦の生産を推進するという方向性は今後とも変わることはないと考えられる。

その際、麦大綱の策定から7年間で民間流通が100%達成されたが、このように短期間かつ円滑に民間流通が定着化したのは、生産者や実需者の努力によるところが大きいものの、その背景には現行の食糧法に規定された内外麦に係る制度の枠組みがあったことも事実であり、このため、今回の品目別対策から品目横断的経営安定対策への転換に伴う麦に関する制度の変更に際し、無制限買入れの廃止についての生産者の不安感を払拭する必要があるとの意見も踏まえつつ、国内産麦について今後とも適正かつ円滑な民間流通が確保されるよう、麦の全体需給を示すなどその条件整備を図ることが必要である。

## 2 民間流通制度の見直し

- (1) 民間流通制度の仕組みについては、その内容が専門的かつ実務的なものであるため、制度の見直しに当たっては、今後とも、生産者団体と実需者団体から構成される民間流通連絡協議会を活用するとともに、政府は、これらが円滑に運営されるよう、適切な指導等を実施することが必要である。

民間流通連絡協議会においては、昨年9月、市場原理の一層の徹底を図る観点から、現行の民間流通制度（全量播種前契約、競争制限的な入札制度（義務上場制、値幅制限、申込限度数量）、実績主義）の見直しが決定され、今後、現物取引の導入、義務上場制・値幅制限等の廃止、実績主義の見直し等について検討していくこととされた。

その後、本年4月に開催された民間流通連絡協議会において、18年産については、播種前契約の徹底、播種後における作付面積の確認、全国一律に設定されているアローワンス（播種前契約締結時において契約数量に設定した一定の幅）の地域の実情に応じた地方協議会での弾力的な設定について決定され、実行に移されたところである。

さらに、19年産以降については、契約の複線化（現物取引の導入、複数年度契約の試行的導入）や、従来相対とされていた追加契約麦（アローワンスを超えたもの）への入札取引の導入、相対取引における実績シェアのみによる現行の仕組みの見直し並びに入札の仕組み（義務上場制、値幅制限等）の見直しについて検討を進めることとされたところである。これらについて、定期的な検証と見直しを行っていくことが重要である。

- (2) 特に、加工原料としての麦の特性を考えると、今後とも播種前契約を基本とした仕組みとなると考えられる。このため、産地においては、需要に応じた良品質麦の生産を推進する観点から、17年産から、産地改革計画に基づき生産出荷計画を策定し、実需者ニーズに即した生産出荷体制の確立、品質改善等に取り組んでいるところである。また、引き続き需要に応じた良品質で生産性の高い麦の生産に取り組むため、播種前契約の徹底を図るとともに、追加契約麦については、品目横断的経営安定対策への転換に併せ、その取扱いについて、今後、早急に検討する必要がある。
- (3) さらに、品目横断的経営安定対策への転換に併せて、品質改善を推進する観点から、品質評価の基準について、17、18年産の運用状況をみつつ、現行の品質区分の適正化を念頭に置きながら、生産実態・実需者ニーズを踏まえ、適切に見直しを行う必要がある。
- (4) なお、民間流通麦にかかる流通コストについては、民間流通への円滑な移行を図る観点から、当面政府がその負担を助成することと整理されたものであり、民間流通への完全移行という状況を踏まえ、本来のあり方に立ち返り、見直す必要がある。

### 3 農産物検査規格の見直し

農産物検査規格については、学識経験者及び関係者の意見を聴取しつつ、良品質麦の生産をより一層振興する観点から、容積重などの外形的要件に依っている品位等検査の見直し、成分検査項目の拡充など成分検査の見直しを検討することが必要である。

既に、春まき小麦については、独自の形質規格を設定し、17年産麦の検査から適用しているところであるが、今後とも実情に応じた形質規格を設定していく必要がある。

特に水田作地帯においては、地域水田農業ビジョンにおける地域の合意形成を通じて、担い手の積極的育成を図るとともに、これら担い手への麦作の集積の一層の加速化（作業受託に止まらず、農地の利用集積の加速化）、さらには米等を含む麦以外の作物も含めた農地の利用集積も進めることが必要である。

### 4 新品種開発・生産対策の推進

(1) 最近の消費者の安全・安心志向の高まりを背景に、国内産麦に対する需要が高まっており、国内産麦を100%使用した麦製品（パン・めん・押麦等）が増えてきている。このような国内産麦に対する需要を更に拡大させるためには、実需者ニーズに応じた新品種を開発することが必要である。

なお、新品種開発においては、各地域段階の推進会議における新系統の選抜、品種化の決定に実需者が参画するなど、実需者ニーズに応じた新品種開発を一層推進することが必要である。

(2) 国内産麦の現状をみると、小麦については品質・生産性の向上が、大麦・はだか麦については健康志向の高まりを背景とした需要の増加に対応するため、品質・生産性の向上に加えて生産の安定化が課題となっている。このため、地域の条件を踏まえた新品種の導入・普及や麦種の転換、産地におけるきめ細かな品質管理、早期収穫技術の導入・普及等により、麦種・用途ごとの実需者ニーズに応じた良品質麦の計画的生産を推進することが重要である。

また併せて、個々に農業経営を行う農業者・法人、集落営農・麦作集団について、地域の実情に応じ、別紙の要件に沿って担い手を明確化し、これを育成していくことが重要である。

### 第3 外国産麦の輸入及び売渡し

#### 1 国家貿易の維持

麦は国民生活上重要な品目であるため、国内産麦について適正かつ円滑な民間流通を基本とした施策を講ずるほか、需要量の9割近くを占める外国産麦について、その安定供給を図る必要がある。

このため、現在、我が国の需要に応えられる多様かつ良品質な麦を安定的に輸出できる国は、米・加・豪の3国（加・豪は輸出国家貿易）であること、また、多様かつ良品質な麦を効率的かつ安定的に供給するためには、現在のインフラの整備状況に即した配船を行う必要があること等から、当面、引き続き、麦について国家貿易を維持することが必要である。

また、このような国家貿易は、麦に関する制度の基本的な枠組みとして、国内産麦の民間流通の定着に資してきたことに十分留意する必要がある。

このためにも、麦の全体需給を示すことなどにより、それに基づく国内産麦の生産及び民間流通の定着と外国産麦の安定的な供給を図ることが必要である。

#### 2 備蓄制度の見直し

(1) 不測の事態に必要な数量については、従来2.6ヶ月とされていたが、他の輸出国からの代替輸入に要する期間が0.3ヶ月程度短縮化していること、過去最大の備蓄の取崩しは1.8ヶ月であったこと（平成5～6年のカナダでの船積遅延による取崩し）等を踏まえ、一定程度（例えば代替輸入期間の短縮分である0.3ヶ月程度）の圧縮が可能であり、このため、既に17年度末には、2.3ヶ月分となるよう見直しを行ったところである。

(2) さらに、官民分担については、民間の在庫だけでは安定供給に支障を来す場合に、国が最後の出し手として放出することで安定供給を図るという考え方に立ち、通常時の需給操作に必要な在庫（例えば現行の民間のランニングストック0.6ヶ月分に現行の備蓄水準に係る民間保有分のうちの需給操作分を加えた水準）は民間が保有し、不測の事態において通常時の需給操作に必要な在庫だけでは不足するものは備蓄として国が保有するという整理を行うことが必要である。なお、この整理については、制度全体の費用負担の削減の観点から、早急に行うことが必要である。



### 3 外国産麦の売渡しの見直し

- (1) 外国産麦の流通については、港湾、サイロ等のインフラが整備されており、引き続き、このようなインフラの整備状況に即した計画的配送により効率的な物流を達成する必要がある。したがって、外国産麦の売渡しについては、引き続き、麦加工産業の需要に即した計画的な買付け、売渡しを実施することが必要である。
- (2) 上記のように、麦については、当面、引き続き、国家貿易を維持することが必要であるが、一方で国家貿易では最新時点における実需者の多様なニーズにきめ細かく対応することに限度があることも事実であり、このため、このような実需者ニーズに対応できるようにする等との観点から、米や飼料用大麦について既に導入されているSBS方式を、新たに麦についても導入する必要がある。

なお、SBS方式の具体的な運用に当たっては、今後、関係者の意見を聴取しつつ、これを適切に実施する必要がある。

- (3) 外国産麦については、現在、国内産麦と同じく、毎年、標準売渡価格を定め、年間を通じて一定の価格で売渡しを行っているが、この標準売渡価格については、
  - ① 国内産麦については、無制限買入れの廃止に伴い、これに基づく売渡しもなくなること
  - ② 標準売渡価格は、当初は消費者の家計へインフレの影響が及ばないようにすることを目的に導入されたが、
    - a 現時点ではこのようなインフレは想定し難いこと
    - b 小麦粉価格も低下傾向で推移していること
    - c 現在、標準売渡価格の算定の根拠とされている品目は、家計における小麦粉と精麦のみであり、パン・めん類等の麦製品の大宗は対象となっていないこと
  - ③ 同じ主要食糧である米についても、既に標準売渡価格は廃止され、市場実勢に即した売渡しが行われていること

等を踏まえると、その設定の根拠は現時点では見出し難いと考えられ、外国産麦についてもこれを廃止することが適当である。

標準売渡価格の廃止後における外国産麦の売渡しについては買付価格（輸入委託商社に支払う買入委託代金）に一定のマークアップを上乗せした売渡価格となるが、このうち買付価格については、毎回の買付価格とするのか、一定期間ごとの買付価格の平均とするのかについては、効率的な物流を達成する等の観点に立ち、決定する必要がある。

- (4) なお、大麦については、売買逆ザヤが生じており、管理経費も賄うことができない状況にある。このため、売買逆ザヤの解消を始め適切なコスト負担の観点から、売渡価格を設定することが必要である。
- (5) 内麦助成金及び管理経費については、従来、コストプール方式の下、マークアップを充当してきたところであるが、さらに最近では多額の財政資金も投入しているところである。

マークアップについては、当面、引き続き、国家貿易等麦の制度運営に係る管理経費に充当する必要がある。

また、内麦助成金については、

- ① 国内産麦は、外国産麦に比べるとその比率は小さいものの消費者の安全・安心志向の高まりを背景に需要が増加し地産地消が推進されている等、麦加工産業にとって重要な役割を担っていること
- ② 小麦・大麦は国家貿易により安定供給が図られているが、小麦と競合関係にある小麦粉・小麦でんぷん等も国家貿易により管理されている。また、同じく競合関係にある小麦粉調製品・パスタ等の麦加工品についても、最近では輸入が増加しているものの、一定の関税が賦課されており、麦加工産業は、全体として相応の対外競争力を有していること
- ③ 以上のような観点を踏まえ、従来から、実需者が内麦助成金について負担を行ってきたこと
- ④ 厳しい財政事情を勘案する必要があること

等から、当面、引き続き、実需者の負担を求めることが妥当である。なお、その水準については、

- ① 国際規律の強化や中長期的な貿易自由化（内外価格差の縮小等）の流れにも対応しうるよう、麦加工産業の国際競争力の強化に十分留意したものとすること
- ② 麦に対する財政支出についても、今後の経済社会の変化等を踏まえれば、納税者負担についてさらに制約が強まることに十分留意すること

が必要である。

- (6) 品目横断的経営安定対策の導入は、麦作経営安定資金等既存制度・施策からの転換となるが、その転換に際しては、麦のマークアップの使途に関し、マークアップが実需者負担であり、ひいては消費者負担であることに十分留意する必要がある。

#### 4 管理コストの削減

管理コストの削減を引き続き図るため、例えば、保管料単価については、麦加工産業の利便性に配慮しつつインフラ条件の整ったサイロでの在姿渡販売を行っていることから市場メカニズムが働きにくい実態にあるが、倉庫業を取り巻く市場動向等を反映して定期的に見直しを実施することや、各港における港湾能力も勘案しつつ4万トン級の大型船を一層活用する必要がある。

#### 第4 麦加工産業対策の推進

上記のような制度全体の見直しは、国内産麦の品質や生産性の向上に大きく資するものであるとともに、国内産麦の持続的な生産に不可欠な麦加工産業の体質強化や国際競争力の強化を図ることとなるものであり、これらは最終的には消費者利益の向上にも資することとなる。さらに、このような麦加工産業の体質強化について、その自主的な取組を促進するため、「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新の取組や、「産業活力再生特別措置法」の適用等を通じ、国内産麦を活用した新商品・新技術の開発製造設備の集約等に対する支援を実施する必要がある。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正  
する法律新旧対照条文

(平成19年4月1日施行)

<p>3 (略)</p> <p>2 政府は、第三十一条、第四十二条及び第四十三条の規定によるほか、その保有する米穀以外の主要食糧の売渡しを行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(米穀以外の主要食糧の買入れ及び売渡し)</p> <p>第四十六条 政府は、主要食糧の適正かつ円滑な供給を図るため特に必要があるとき、第三十条、第三十一条、第四十二条及び第四十三条の規定によるほか、米穀以外の主要食糧の買入れを行うことができる。</p> <p>2 政府は、第三十一条、第四十二条及び第四十三条の規定によるほか、その保有する米穀以外の主要食糧の売渡しを行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>2 政府は、第三十一条、第三十条、第三十一条及び第四十二条の規定によるほか、米穀及び麦以外の主要食糧の買入れを行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(米穀及び麦以外の主要食糧の買入れ及び売渡し)</p> <p>第四十六条 政府は、第三十条、第三十一条及び第四十二条の規定によるほか、米穀及び麦以外の主要食糧の買入れを行うことができる。</p> <p>2 政府は、第三十一条の規定によるほか、その保有する米穀及び麦以外の主要食糧の売渡しを行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>4 第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡しは、麦の適切な供給を図るため、需給見通しに即して行うものとする。</p> <p>3 第一項の規定により買入れた麦等を前項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。</p> <p>2 政府は、前項の規定により買入れた麦等を同項の買受けの申込みを行った者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。</p> <p>1 輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し)</p> <p>第四十三条 政府は、麦等の輸入を行う者及び当該輸入に係る麦等の買受けを行う者とする者の連名による申込みに応じて、当該輸入に係る麦等を買入れることができる。</p> <p>5 第三十条第二項の規定は、第一項の麦等の買入れについて準用する。</p> <p>(麦の政府売渡し)</p> <p>2 第三十条第二項の規定は、前項の麦等の買入れについて準用する。</p> <p>(麦の輸入)</p> <p>第四十四条 第三十二条の規定は麦等の売渡しについて、第三十三条の規定は麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第一項中「第二十九条から前条まで」とあるのは、「前条、第四十二条及び第四十三条」と読み替えるものとする。</p> <p>(麦等の輸入)</p> <p>第四十五条 麦等の輸入を行う者は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る麦等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 第四十二条第五項において準用する第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合</p> <p>二 第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等を輸入する場合</p> <p>三 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する場合</p> <p>2 (略)</p>	<p>4 農林水産大臣は、前項の規定により標準売渡価格を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 農林水産大臣は、第三項の規定により標準売渡価格を定めるときは、遅滞なく、農林水産省令で定める麦についてこれを告示するものとする。</p> <p>6 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、標準売渡価格を改定することができる。</p> <p>7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による標準売渡価格の改定について準用する。</p> <p>8 前条第一項の輸入を目的とする買入れに係る麦を第一項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。</p> <p>(麦等の輸入)</p> <p>第四十四条 第三十二条の規定は麦等の売渡しについて、第三十三条の規定は麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第一項中「第二十九条から前条まで」とあるのは、「前条及び第四十三条」と読み替えるものとする。</p> <p>(麦等の輸入)</p> <p>第四十五条 麦等の輸入を行う者は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る麦等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならない。ただし、第四十二条第二項において準用する第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合並びに国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「麦の備蓄」とは、麦の輸入の途絶等によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の麦を在庫として保有するものをいう。</p> <p>（麦の需給見通し）</p> <p>第四十一条 農林水産大臣は、麦の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、麦の需給に関する見通し（以下「需給見通し」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 需給見通しにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 麦の種類別需要数量に関する事項</p>	<p>（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、その適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（麦の政府買入れ）</p> <p>第四十一条 政府は、政令で定めるところにより、麦をその生産者又はその生産者から委託を受けた者の売渡しの申込みに応じて、無制限に買入れなければならない。</p> <p>2 前項の規定による政府の買入れの価格（以下この条において「政府買入価格」という。）は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、</p>

<p>二 前号の種類別需要数量に対応する麦の生産数量及び輸入数量に関する事項</p> <p>三 麦の備蓄の種類別目標数量その他麦の備蓄の運営に関する事項</p> <p>四 その他麦の需給の安定に関する重要事項</p> <p>3 第四条第三項から第七項までの規定は、需給見通しについて準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあるのは「第四十一条第二項第一号及び第二号」と、同条第六項中「米穀」とあるのは「麦」と読み替えるものとする。</p> <p>2 政府は、前項の輸入を目的とする買入れに係る麦を、随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不適当と認める場合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契約のうち農林水産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。</p> <p>3 第一項の輸入を目的とする買入れに係る麦を前項の規定により売り渡す場合は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。</p> <p>4 第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡しは、麦の適切な供給及び麦の備蓄の円滑な運営を図るため、需給見通し</p>	<p>麦の生産費その他の生産条件、麦の需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、麦の再生産を確保することを旨として定める。この場合においては、国内における麦作の生産性の向上及び国内産麦の品質の改善に資するよう配慮するものとする。</p> <p>3 農林水産大臣は、前項の規定により政府買入価格を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 農林水産大臣は、第二項の規定により政府買入価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。</p> <p>5 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、政府買入価格を改定することができる。</p> <p>6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による政府買入価格の改定について準用する。</p> <p>（麦等の輸入を目的とする買入れ）</p> <p>第四十二条 政府は、麦等（麦その他政令で定めるもの及びこれらを加し、又は調製したものであって政令で定めるものをいう。次項、第四十四条及び第四十五条において同じ。）の輸入を目的とする買入れを行うことができる。</p>
--	--

